

令和4年度
長野県子ども支援センター
長野県子ども支援委員会
活動報告

長野県

はじめに

「長野県子ども支援センター」及び「長野県子ども支援委員会」は、平成 26 年 7 月に制定された「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（子ども支援条例）」に基づいて、平成 27 年 4 月に設置され、令和 4 年度末で 8 年を経過いたしました。

この「子ども支援条例」では、県は、子どもに関する各般の問題についての相談をすることができる総合窓口の設置等相談体制の充実を図ること、また、子どもに対する人権侵害に関する事項について調査審議するため、「子ども支援委員会」を設置することと規定されています。

そこで、子どもに関する様々な問題についての相談をすることができる総合窓口として、「子ども支援センター」を設置し、教育分野や児童福祉分野の相談経験のある 3 名の相談員が月曜日から土曜日（祝日等は除く。）の午前 10 時から午後 6 時まで電話やメール等により、子どもたちや保護者からの相談に対応しております。

令和 4 年度は、子どもたち、保護者や児童等から延べ 1,010 件の相談を受け付けました。全体の相談件数は令和 3 年度の 653 件に比較して約 1.5 倍に伸びています。この中には子育てに関する継続的な相談や、会話をすることで気持ちの安定が図られる等による増加が含まれています。

また、依然いじめや体罰、虐待といった子どもたちの人権に関わる相談や不登校など、より子どもが抱えているつらさや悩みに寄り添って応じる必要がある相談件数は、令和 4 年度は令和 3 年度に続いてやや減少したものの、設置当初から昨年度まで 6 年間連続して 100 件を超えており、今後も一層相談体制や機能の充実を図っていく必要があります。

「子ども支援委員会」は、法律、福祉、医療等の専門家である委員 5 名により設置しており、子ども支援センターや県教育委員会事務局に設置されている学校生活相談センターに寄せられた相談等について、相談員がより相談者に対して寄り添った、また的確な対応ができるよう個々の事案について協議を行いました。

また、令和 4 年度末には、子どもたちの人権救済に関わり、長野県教育委員会に対して 2 件の勧告を行いました。

これまでの取組状況や調査結果等を整理し、条例前文に記されている「全ての子どもが将来に夢と希望を持ち、伸び伸びと育つ地域社会」の実現を目指して、長野県の子どもにとって、また、子どもを支援する人たちにとって、より信頼されるセンターになるよう取組を充実させてまいります。

長野県子ども支援センター所長（こども・家庭課児童相談・養育支援室長）

長野県子ども支援センター・長野県子ども支援委員会活動報告 目次

1	子ども支援センターの概要	1
	(1) 相談体制	
	(2) 相談以外の機能	
	(3) 令和4年度の広報活動の状況	
2	子ども支援センターの相談受付状況	2
	(1) 令和4年度中の電話・メール相談の状況	
	(2) 相談者別	
	(3) 相談内容別	
	(4) 関係機関との連携(相談に対する支援状況)	
	(5) 令和3年度相談状況との比較	
3	長野県子ども支援委員会	5
	(1) 委員会の設置	
	(2) 委員会の体制	
	(3) 委員会の職務	
	(4) 委員会の開催状況	
	(5) 人権救済事案調整に係る活動	
	(6) 長野県教育委員会に対する勧告(2件)	

1 子ども支援センターの概要

長野県では、県民が子どもの育ちに関する理念を共有し、子どもたちが将来に希望を持ち自ら成長する力を十分に発揮して育つことができる施策や取組が展開できるよう、平成 26 年 7 月に「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」を制定しました。

この条例では子どもへの支援等に関する基本理念のほか、基本的施策として子どもに関する各般の相談ができる総合窓口の設置その他の相談体制の充実が定められており、これに基づいて県は子ども支援センターを平成 27 年 4 月に開設しました。

子ども支援センターは、長野県県民文化部こども・家庭課 児童相談・養育支援室内に設置されています。

(1) 相談体制

子どもや保護者等から広く子どもに関する相談を受ける中から、いじめ、虐待等の人権侵害に直面している子どもからの S O S を受け止め、問題解決に結びつけることが子ども支援センターの大きな目的です。相談を積み重ねる中で、頼れる相談先として、子どもたちに気軽に何度でも電話してもらえるような相談窓口を目指しています。

相談窓口

- ・開設日時：月曜～土曜日（日曜・祝日及び年末年始を除く） 午前 10 時～午後 6 時
- ・相談方法：電話、メール、ファックス、手紙での相談
面接相談（月～金 予約制） 面接の場所 長野市 県庁こども・家庭課
- ・子ども用無料相談電話：0800-800-8035
- ・大人用相談電話：026-225-9330
- ・メール相談：kodomoshien@pref.nagano.lg.jp
- ・ファックスで相談：026-235-7390
- ・相談を受ける職員：教育分野、児童福祉分野で相談経験のある専任の電話相談員が相談を受けています。

(2) 相談以外の機能

条例に定められた子ども支援委員会の事務局機能を担うほか、県下で子どもに関する相談、支援を行っている自治体や民間団体との連携を行っています。

(3) 令和 4 年度の広報活動の状況

令和 4 年 8 月から 9 月にかけて、センターの電話番号やメールアドレス等を記載した広報用カード（名刺サイズ）を、県内すべての国公立・私立学校（専修学校含む）の小学校 1 年生から高校 3 年生までの児童・生徒に、学校を通じて配付しました。加えて、県下の図書館等へも広報用カードの配架の依頼をしました。

このほか、民間団体の広報誌等への掲載等、より多くの方に広く周知を図りました。

子ども支援センターでは、長野県の公式サイト内にホームページを設け、センターの概要、相談の方法等を案内しています。

2 子ども支援センターの相談受付状況（令和5年3月31日累計）

（1）令和4年度中の電話相談・メール相談等・面接調査の状況

電話・メール・手紙・面接による相談を受けた総件数は1,135件で、そのうち無言等で相談ができなかったものは125件ありました。

会話が成立したものは1,010件で、そのうちメール・手紙での相談は43件、面接による相談は4件でした。

なお、電話相談は、電話のつど1件を計上し、メール相談は同一のアドレスからであれば何回かやり取りがあっても、同じ主訴の相談を続けている間は1件として計上しています。

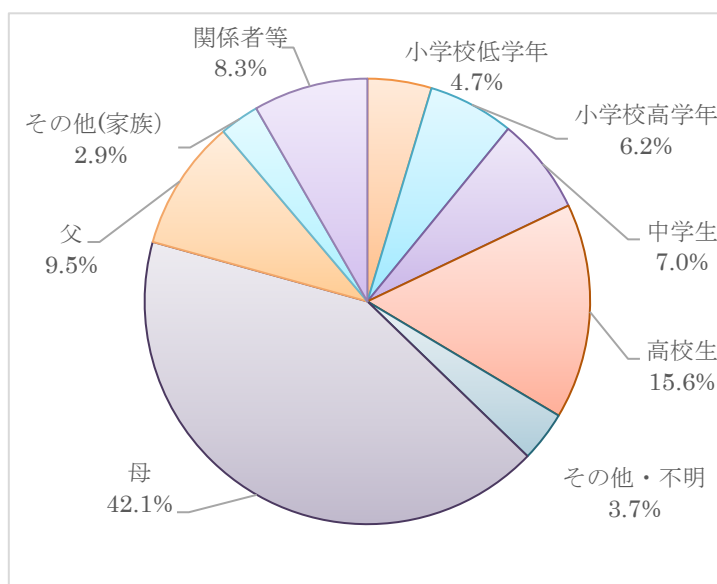
	3月末現在	
	件数	割合
相談	1,010	89.0%
電話	963	84.8%
メール・手紙	43	3.8%
面接調査	4	0.4%
無言電話	125	11.0%
計	1,135	100%

（2）相談者別

全相談1,010件の相談者は、子ども本人が376件（37.2%）、家族からが550件（54.5%）、それ以外の相談者が84件（8.3%）となっています。

年代別を含めた相談者の内訳はグラフ1のとおりです。

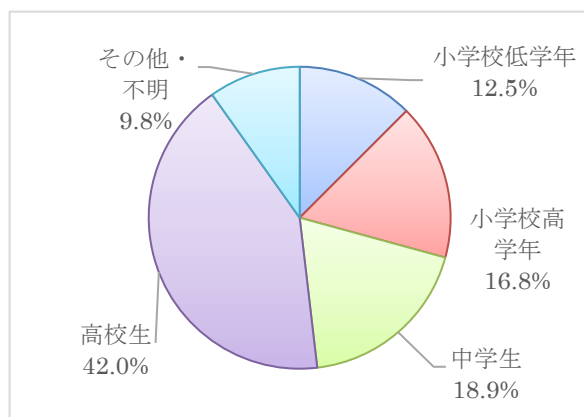
子どもの相談376件を年代別に見ると、小学校低学年47件（12.5%）、小学校高学年63件（16.8%）、中学生71件（18.9%）、高校生が158件（42.0%）となっています。（グラフ2）



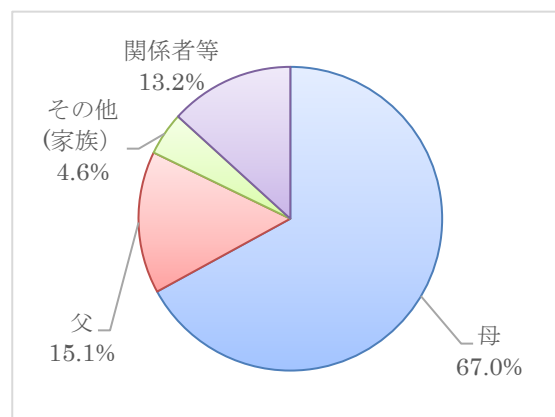
（グラフ1）年代別相談者

37件（9.8%）は年代が不明ですが、メールや匿名相談等は、子どもたちから伝えられない限り年代が判別できない場合が多いためです。

子ども以外からの相談（グラフ3）では、母親からの相談が425件（67.0%）と最も多く、父親96件（15.1%）、祖父母等の親族29件（4.6%）の順となっています。

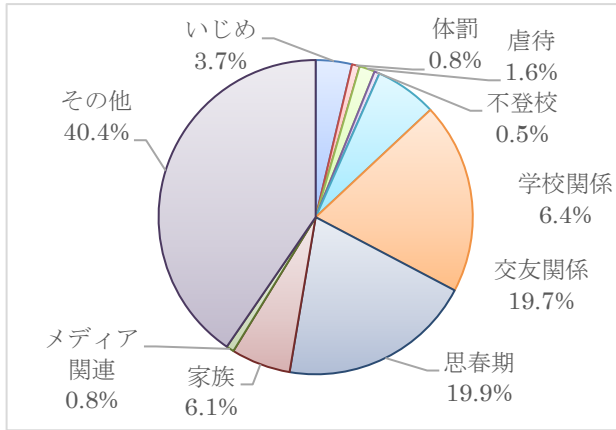


（グラフ2）子どもからの相談(年代別)

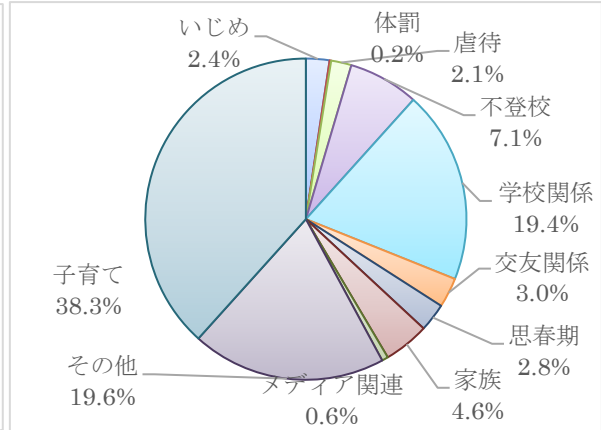


（グラフ3）子ども以外からの相談者

(3) 相談内容別



(グラフ4) 子どもからの相談内容



(グラフ5) 子ども以外からの相談内容

相談内容を見ると、子どもからの相談内容(グラフ4)は、「思春期」が75件(19.9%)、「交友関係」74件(19.7%)で多くなっています。また、いじめに関する相談も14件(3.7%)ありました。

子ども以外の相談者からの相談(グラフ5)では、学校関係が123件(19.4%)不登校45件(7.1%)思春期18件(2.8%)、子育て243件(38.3%)などとなっています。

「その他」は、健康に関する相談、話し相手を求めるものやいたずら電話と思われるものも含まれます。

いじめや交友関係の相談は学校におけるものがほとんどであり、不登校を含めて学校に関連する悩みの相談が多いことが分かります。

(4) 関係機関との連携

子ども支援センターが県教育委員会、児童相談所等の関係機関と連携して、子どもや家族が相談で求めてきた解決に結びつけるようにしています。適切な支援の可能な関係機関につなぐことも、子ども支援センターの重要な役割となっています。関係機関と連携した件数は下表のとおりです。

関係機関と連携した事案数(実件数)

機関種別	知事部局他課	児童相談所	県教育委員会	警察	市町村	学校	その他	合計
事案数		8	10		36		7	61

(5) 令和3年度相談状況との比較

①総件数

	相談件数	無言等電話数	総受付件数
令和3年度	653件	93件	746件
令和4年度	1,010件	125件	1,135件

②月別件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
3年度	相談件数	44	35	38	43	27	78	111	55	63	53	50	56	653
	総受付件数	57 (13)	40 (5)	41 (3)	44 (1)	29 (2)	82 (4)	130 (19)	62 (7)	74 (11)	69 (16)	59 (9)	59 (3)	746 (93)
4年度	相談件数	64	70	80	65	56	154	96	70	66	96	109	84	1,010
	総受付件数	71 (7)	78 (8)	89 (9)	82 (17)	75 (19)	175 (21)	120 (24)	75 (5)	73 (7)	98 (2)	113 (4)	86 (2)	1,135 (125)
相談増減		△20	△35	△42	△22	△29	△76	▼15	△15	△3	△43	△59	△28	△357
総受付増減		△14 (▼6)	△38 (△3)	△48 (△6)	△38 (△16)	△46 (△17)	△93 (△17)	▼10 (△5)	△13 (▼2)	▼1 (▼4)	△29 (▼14)	△54 (▼5)	△27 (▼1)	△389 (△32)

() 内は無言等電話

③月別・相談者（児童、保護者等）別件数

	子ども	保護者等
令和3年度	192 (29.4%)	461 (70.6%)
令和4年度	376 (37.2%)	634 (62.8%)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
3年度	児童	10 (22.7)	4 (11.4)	7 (18.4)	13 (30.2)	7 (25.9)	30 (38.5)	52 (46.8)	15 (27.3)	16 (25.4)	8 (15.1)	15 (30.0)	15 (26.8)	192 (29.4)
	保護者等	34 (77.3)	31 (88.6)	31 (81.6)	30 (69.8)	20 (74.1)	48 (61.5)	59 (53.2)	40 (72.7)	47 (74.6)	45 (84.9)	35 (70.0)	41 (73.2)	461 (70.6)
4年度	児童	15 (23.4)	23 (32.9)	22 (27.5)	25 (38.5)	19 (33.9)	81 (52.6)	51 (53.1)	31 (44.3)	30 (45.5)	30 (31.3)	32 (29.4)	17 (20.2)	376 (37.2)
	保護者等	49 (76.6)	47 (67.1)	58 (72.5)	40 (61.5)	37 (66.1)	73 (47.4)	45 (46.9)	39 (55.7)	36 (54.5)	66 (68.8)	77 (70.6)	67 (79.8)	634 (62.8)
増減	児童	△5	△19	△15	△12	△12	△51	▼1	△16	△14	△22	△17	△2	△184
	保護者等	△15	△16	△27	△10	△17	△25	▼14	▼1	▼11	△21	△42	△26	△173

() 内は月別の割合(%)

④比較

ア 全体・相談者別の相談件数について

令和3年度と比較すると、相談件数は357件（54.7%）の増加となりました。

児童本人は、令和3年度に比べて184件（95.8%）の増加となっており、一方で児童本人以外（家族・関係者等）は、令和3年度に比べて173件（37.5%）の増加となっています。

なお、「児童本人」には継続的に架電のあった高校生（約90件）、「保護者等」には同じく子育てに関して継続的に架電のあった母親（約90件）が含まれております。

それらを考慮しても、前年度より相談件数は増加しております。

イ 事象別相談件数について

いじめ・体罰・虐待といった人権侵害に関する相談件数は52件で昨年度の63件から、11

件の減少となっています。不登校に関する相談件数は47件あり、昨年度より7件の増加です。人権侵害や不登校といった、子どもにとって重大な相談がセンターに寄せられている状況です。

3 長野県子ども支援委員会

(1) 委員会の設置

「長野県の未来を担う子どもを支援に関する条例」の第18条第1項では、「いじめ、体罰等による人権侵害を受けた、若しくは受けている子どもや保護者は長野県子ども支援委員会に対し、その救済を申し出ることができる」とされています。第19条では、「子どもに対する人権侵害に関する事項について調査審議するため、長野県子ども支援委員会を設置する」とされており、条例に基づいて平成27年4月に長野県子ども支援委員会を設置しました。

子ども支援委員会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による県の附属機関です。

(2) 委員会の体制

委員5名（任期2年、教育・福祉・法律等の分野における専門家）

特別委員（特別の事項を調査審議するため必要があるときに置く。）

〈委員名簿〉

	分野	氏名	所属等
会長	学識	関 良徳	信州大学学術研究院教育学系教授
会長職務代理	法律	中嶋 慎治	中嶋慎治法律事務所 弁護士
委員	医療	木村 宜子	佐久総合病院 児童精神科医
委員	学識	山本 京子	元長野県県民文化部こども・若者担当部長
委員	福祉	曲渕 紀子	長野県社会福祉士会 社会福祉士

(3) 委員会の職務

ア 人権侵害に係る救済申出のあった事案に対する調査審議（条例第18条）

条例第18条第5項では、「調査審議した結果必要があると認めるときは、知事又は教育委員会に対し次に掲げる事項について勧告することができる」と規定されています。

①子どもに対する人権侵害が行われないようにするため必要な措置を講ずること。

②県の機関以外の関係者に対し前号の措置を講ずるよう要望その他の行為を行うこと。

イ 知事の諮問による子どもの人権侵害に関する事項の調査審議（条例第19条）

ウ その他、子ども支援センターの相談業務、運営等に関する助言

(4) 委員会の開催状況

相談事案や子ども支援センターの運営に関する審議を行うため、計4回開催しました。

その状況は下記のとおりです。

ア 子ども支援委員会の開催状況

第1回 開催日 令和4年7月25日（月） 15:00～17:00

[会議事項]

- ・子ども支援センター、学校生活相談センター、LINE 相談窓口「ひとりで悩まないで @長野」の相談状況について
 - ・長野県内の子どもの性被害と条例の適用状況について
 - ・子どもを性被害から守るための取組関係事業について
 - ・令和3年度の活動報告（案）について
 - ・事案協議について
- ほか

第2回 開催日 令和4年10月24日（月） 15:00～17:00

[会議事項]

- ・子ども支援センター、学校生活相談センター、LINE 相談窓口「ひとりで悩まないで @長野」の相談状況について
 - ・子ども支援のための施策の実施状況について
 - ・令和3年度の活動報告（案）について
 - ・事案協議について
- ほか

第3回 開催日 令和4年12月19日（月） 15:00～17:00

[会議事項]

- ・子ども支援センター、学校生活相談センター、LINE 相談窓口「ひとりで悩まないで @長野」の相談状況について
 - ・事案協議について
- ほか

第4回 開催日 令和5年3月13日（月） 15:00～15:40

[会議事項]

- ・子ども支援センター、学校生活相談センター、LINE 相談窓口「ひとりで悩まないで @長野」の相談状況について
 - ・事案協議について
- ほか

(5) 人権救済事案調整に係る活動

人権救済事案調整のため、子ども支援委員及び子ども支援センターが行った主な活動は下記のとおりです。

ア 申し出者との面談	0回
イ 委員会の他、事案調整に係る打合せ会議等	2回（子ども支援委員が対応）
ウ 関係機関との打ち合わせ	23回（子ども支援センターが対応）
エ 子ども支援センターにて関係機関等と調整	30回（子ども支援センターが対応）
オ 関係市町村教育委員会からのヒアリング	2回（子ども支援委員が対応）

(6) 長野県教育委員会への勧告(3月13日) (別紙)

1 調査審議の結果

長野県子ども支援委員会は、長野県教育委員会に対し、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成26年7月10日条例第32号）第18条第5項に基づき、以下の措置を講ずるよう勧告する。

- (1) 長野県教育委員会は、当該小学校及び当該市町村教育委員会に対して「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月16日付28文科初第1648号文部科学省初等中等教育局長 生涯学習政策局長 高等教育局長通知内）及び「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成30年3月改定 長野県 長野県教育委員会）の徹底実施を求めるとともに、本件についても再度資料を精査し、再評価を行うよう求めること。
- (2) 長野県教育委員会は、関係部局等と連携し、県内諸学校の教職員が真摯に子どもたちの声に耳を傾けることを基本としつつ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」及び「いじめ防止等のための基本的な方針」に従ったいじめ防止対策を各学校が適切に実施できるよう、体制を整備するとともに、学校及びその設置者に対する研修機会の充実を図ること。

2 勧告の理由

当該児童は当該小学校でのいじめ被害を訴えて、長期の不登校となった。

長野県子ども支援委員会（以下「本委員会」）は、当該児童及び保護者からの人権救済申出を受けて、まず当該児童の心身の状況を第一に考え、当該児童及び保護者と面談を繰り返し、その訴えを聴き取った。しかし、当該児童及び保護者によるいじめ被害の訴えと、当該小学校及び当該市町村教育委員会の当該児童に対するいじめ被害の認識との隔たりが大きく、本件いじめ問題の解決には至らなかった。本委員会は当該保護者とともに当該児童の転校と新たな通学環境の整備も試みたが、最終的に当該児童は他県に転居・転校する結果となった。

本件の争点であるいじめ被害の実態については、当該児童及び保護者からの訴えと当該小学校側が把握している事実との間で件数・内容につき大きな相違が見られ、本委員会が本件いじめ被害の実態を最終的に解明することは困難であった。

しかしながら、その究明の過程で提出された資料の分析と検討から、本件いじめに関して当該小学校及び当該市町村教育委員会が一定程度の調査、認定及び事後の対応を行っていたことは認められるが、それらは、文部科学省が定める「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月）（以下「ガイドライン」）及び、長野県が策定した「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成30年3月改定）（以下「基本方針」）に照らして、適切とは言い難いものであるとの判断に至った。

具体的には、本件は「いじめによる相当期間の欠席の疑い」に該当することから、上記「ガイドライン」及び「基本方針」で定義される「重大事態」として認定されるべきであり、「ガイドライン」及び「基本方針」で定められた「弁護士や精神科医、学識経験者、心

理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）」の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保した調査組織による調査を早期に実施すべきであったと考えられる。特に本件では「見えにくいいじめ」（「基本方針」一. 2. (2)）という視点を重視した調査が行われるべきであったが、当該小学校及び当該市町村教育委員会は、本件いじめ被害について上記「ガイドライン」及び「基本方針」にしたがった対応をせず、専門性、公平性、中立性、客観性を備えた組織による調査を実施しなかった。また、当該小学校及び当該市町村教育委員会は当該児童及び保護者の側に非があるかのような認識を強くし、その結果、当該児童及び保護者との間で、いじめ被害の認識の隔たりを埋めることができなかつたと考えられる。仮に、本件いじめが「重大事態」として適切に認定され、上記調査組織による調査が「ガイドライン」及び「基本方針」にしたがって実施されていれば、当該児童及び保護者と当該小学校とのいじめ被害の実態にかかわる事実認識の相違を埋めることができるとともに、当該児童に対する当該小学校及び当該市町村教育委員会の適切な対応が可能となり、当該児童にとって安心した状況での登校につなげることも可能であったと考えられる。

以上の検討を踏まえ、本委員会は長野県教育委員会に対して上記の勧告を行うことを決定した。

1 調査審議の結果

長野県子ども支援委員会は、長野県教育委員会に対し、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成26年7月10日条例第32号）第18条第5項に基づき、以下の措置を講ずるよう勧告する。

- (1) 長野県教育委員会は、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成25年3月13日付24文科初第1269号文部科学省初等中等教育局長スポーツ・青少年局長通知）に従い、本件体罰事案について正確な事実認定を行うため、当該中学校及び当該市町村教育委員会に対し、客観性、中立性、公平性、専門性が担保された組織による可能な範囲での再調査を速やかに実施するよう要請すること。その際には特に、当該生徒らにとっての安心感、安全感が保障された環境で、利害関係のない相手からの聞き取り等による調査を実施すること。

そのうえで、県教育委員会は再調査結果にもとづいて当該教諭の体罰行為を再度、評価認定すること。

さらに、当該中学校及び当該市町村教育委員会に対し、当該生徒が受けた身体的苦痛や精神的苦しみに対して、当該生徒の意向を踏まえた十分なケアを行うよう求めること。

- (2) 長野県教育委員会は、学校現場における体罰や人格を傷つける暴言、練習等への参加や不参加の強制等を含む指導による同様の被害が発生するのを防ぐため、教員や管理職への研修、再発防止策の策定等、必要かつ十分な措置をとり、さらに充実させること。

2 勧告の理由

当該生徒は当該中学校での部活動において顧問教諭より体罰を受け、当該中学校卒業後もなお心的外傷後ストレス障害（PTSD）に苦しんでいる。

長野県子ども支援委員会（以下「本委員会」）は、当該生徒及び保護者からの人権救済申出を受けて、当該中学校、当該市町村教育委員会及び県教育委員会に対し体罰認定に関する資料の提出を依頼した。その後、当該中学校、当該市町村教育委員会及び県教育委員会より提出された資料と当該生徒及び保護者から提出された資料との比較検討を行った。その結果、本委員会は、当該中学校、当該市町村教育委員会及び県教育委員会による体罰の事実認定につき、客観性、中立性、公平性、専門性の各観点から調査が十分に尽くされていないとの判断に至った。さらに本委員会は、当該教諭の体罰行為がこの不十分な調査によって過小に評価されたのではないかと考えた。

体罰が行われた際の実態把握について、文部科学省は「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成25年3月13日）（以下「文部科学省通知」）の中で次のように述べている。

教育委員会は、校長に対し、体罰を把握した場合には教育委員会に直ちに報告するよう求めるとともに、日頃から、主体的な体罰の実態把握に努め、体罰と疑われる事案があった場合には、関係した教員等からの聞き取りのみならず、児童生徒や保護者からの聞き取

りや、必要に応じて第三者の協力を得るなど、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。

これに対し、本件では遅くとも平成 30 年 5 月の時点で「体罰と疑われる事案」があったことを当該中学校が把握し、その後、保護者から詳細な資料が提出されていたが、この資料は精査されることなく、「文部科学省通知」にしたがった適切な調査が実施されなかった。さらに、当該教諭の体罰にかかる懲戒処分では、当該生徒の主張や保護者から提出された資料等が十分に検討されることなく、結果として、調査対象者の証言が一致した事実のみを認定したため、実態として、体罰を行った教諭の主張に沿ったかたちで加害の事実が認定され、当該生徒の受けた被害が過小に評価されることとなったと考えられる。このため、当該生徒は部活動で受けた体罰による人権侵害の救済を求めている。

また、本件にかかる当委員会の調査からは、部活動において勝敗等の結果を重視するあまり、体罰や生徒の人格を傷つける暴言、練習等への参加や不参加の強制等を含む指導もやむを得ないとの認識が一部の顧問や当該学校関係者の間に根強く残っていることが危惧された。本件のような体罰被害の再発を防止し、部活動に励むすべての子どもたちの人権と人格を守るためには、教育関係者が学校現場における部活動の意義を根底から考え直す必要がある。

以上の検討を踏まえ、本委員会は長野県教育委員会に対して上記の勧告を行うことを決定した。

長野県子ども支援センター
長野県子ども支援委員会

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県県民文化部こども・家庭課

児童相談・養育支援室内

【相談窓口】

子ども専用相談ダイヤル 0800-800-8035

大人用相談電話 026-225-9330

F A X 相 談 026-235-7390

E メ ー ル 相 談 kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp

【お問い合わせ】 こども・家庭課 児童相談・養育支援室

電話 026-235-7099

FAX 026-235-7390